

様式1～4の記入方法に係る留意点について

- 様式1～4を作成する際は、各様式の（注）及び以下の事項にご留意のうえ、正確に記入するとともに、自己評価書本文や各種資料との整合性に留意し作成してください。
- 以下の各様式の項目に付されている番号は、資料4-2「様式1～4の記入例」にある吹き出しの番号と一致していますので、併せて確認してください。
- 提出時点で未確定の部分がある、記入方法がわからないなど、不明な点については随時機構事務局にご相談ください。

様式1「開設授業科目一覧」

当該様式と関係する主な基準

- 基準2-1-2～2-1-9、基準3-1-1、3-1-2、3-2-1、
- 基準8-2-3

主な変更点

- 受講学生数について、当該法科大学院以外の学生数を外数として記入する欄を設けました。
- 「授業科目内容の概要」を削除し、「備考」を記入できる欄を設けました。

- ① (注)1のとおり、評価実施年度5月1日現在のカリキュラムが調査の対象となりますが、カリキュラム見直しにより、新旧両カリキュラムが併存している場合、評価実施年度に入学する学生に適用されるカリキュラムが対象となります。よって、不開講(例えば、平成24年度から適用される新カリキュラムにおける、平成25年度以降開講の2・3年次対象授業科目など)又は隔年開講の授業科目も調査の対象となります。
- ② (注)1のとおり、隔年開講の授業科目が、評価実施年度に不開講の場合についても記入していただきますが、その他毎年開講の授業科目が何らかの事情で不開講となった場合等についても同様に記入してください。
また、隔年開講以外で、評価実施年度に不開講となっている授業科目については、その理由を「備考」に簡潔に記入してください。
- ③ (注)3のとおり、「授業科目名」については、開設されている授業科目を、当機構の基準上の4つの科目に区分整理して記入してください。また、(注)3においては、当機構の基準上の「4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目分野を設けて記入してください。」とありますが、原則として、当該授業科目の実質的内容に従い、当機構の基準上の4つの科目区分に整理して記入してください。
なお、法律基本科目の中で、公法系・民事系・刑事系の3類型に区分することができない授業科目については、これら3類型の下に枠を設けて追記してください。
- ④ 1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、「授業科目名」については「〇〇法×2」(2クラス開講の場合)と記入してください。
- ⑤ 「単位数」については、当該授業科目を修得することによって与えられる単位数を記入してください。1つの授業科目が複数クラス開講されている場合にも、重複して加算しないでください。
例) 授業科目「刑事法総合演習」(2単位)が2クラスで開講されていた場合、当該欄の計算に当たっては『4』ではなく『2』と記入します。なお、「開設単位数合計」についても、上記の方法で算出された単位数の合計となります。

- ⑥ (注) 11 のとおり、「受講学生数」については、当該法科大学院の学生の人数と、それ以外の人数を分けて記入してください。
また、複数クラス開講の授業科目については、それぞれ『①・・・、②・・・』と記入してください。
なお、後期や集中講義時に開講のため、5月1日現在で人数が未定の場合は空欄のままとし、不開講の場合は「－」を記入してください。
- ⑦ 複数教員が担当している授業科目について、「担当教員」には『〇〇他』等と省略せず、担当教員全員の氏名を記入してください。また、当該授業科目の内容、実施及び成績評価について責任を持つ教員には、氏名の先頭に「◎」を付してください。
- ⑧ 「開設単位数合計」については、法律基本科目の公法系・民事系・刑事系の各系、法律実務基礎科目の法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の各項目がそれぞれ一つの枠になっていますので、各系各項目に該当する授業科目の単位数の合計を記入してください。
- ⑨ (注) 14 のとおり、「シラバス等のページ」について、該当するページを記入してください。
なお、隔年開講等の理由で不開講があらかじめ決定されており、シラバスに内容が記載されていない授業科目については、年間授業計画や授業科目概要など授業内容がわかる資料をシラバスに添付するとともに、その資料名を「シラバス等のページ」に記入してください。

様式2「学生数の状況」

当該様式と関係する主な基準

基準6-1-3、6-1-5、6-2-1、6-2-2、6-2-3

主な変更点

- 「入学者選抜の状況」について、「受験者数」、「競争倍率」及び「入学者数のうち『自校出身者』の割合」を記入する欄を設けました。
- 「在籍者数の状況」について、各年度における「原級留置者数」、「休学者数」、「修了者数」及び「退学者数」を記入する欄を設けました。

- ① 単に「競争倍率」としている欄については、全体の受験者数を全体の合格者数で割ってください。
- ② 「競争倍率」や「入学定員超過率」等計算の上数値を記入する箇所については、(注)4のとおり小数点第3位を切り捨ててください。
なお、当該様式を変更する必要のない場合は、当機構のウェブサイトに掲載している様式を利用いただくと便利です。
- ③ 「実務の経験を有する者の定義」及び「他学部出身者の定義」には、アドミッション・ポリシーの抜書き等ではなく、法科大学院が定めるそれぞれの定義を記入してください。
- ④ 「在籍者数の状況」において、評価実施年度については5月1日現在の状況を、それ以外の年度については各年度の3月末の状況を記入してください。
なお、退学者については、当該年度の在籍者数に含めず、外数として「退学者数」に記入してください。
- ⑤ 「在籍者数の状況」について、長期履修制度がある場合は、各人数の後ろにカッコ書きをし、内数で長期履修者数を記入してください。
長期履修制度がない場合は、その旨を欄外に記入してください（カッコ書きは必要ありません）。

様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

当該様式と関係する主な基準

基準6-2-3、基準8-1-1、8-1-2、8-2-1、8-2-2、8-2-3、
8-2-4、8-2-5、8-3-1

主な変更点

- 「教員一覧」について、各教員が担当する授業科目について、担当する「クラス数」を記入する欄を設けました。
- 「教員分類別内訳」について、人数の「合計」を記入する欄を設けました。

- ① 当該様式については、評価実施年度において、各教員が実際に担当している授業科目及び年間総単位数を確認する必要があるため、カリキュラムの新旧を問わず、各教員が担当している授業科目をすべて記入してください。（様式1及び様式4において対象となる授業科目と取扱いが異なるため、注意してください。）
なお、兼任教員及び兼任教員については、「自大学法科大学院担当授業科目」のみ記入してください。
- ② （注）3について、各法科大学院で独自の職名（特任教授、併任教員など）を使用している場合についても、当該様式の「教員分類別内訳」に定める分類に合わせて整理してください。
また、研究科長又は専攻長に就いている教員については、職名と併せてその旨を記入してください。
- ③ （注）6のとおり、「担当授業科目」、「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員が担当する授業科目の場合は、担当教員ごとに、当該授業科目の単位数に担当時間の割合をかけて計算した数値を記入してください。
例）オムニバス形式の授業科目（2単位）を、4人の教員が同じ時間数を担当する場合、1人の教員の単位数は「0.5」となり、担当教員の単位数の合計と当該授業科目の単位数は合致することになります。
- ④ 複数クラス開講の授業科目について、例えば授業科目「法曹倫理」（2単位）が2クラス開講されており、両クラスとも同一の教員が担当している場合は、当該教員の「クラス数」には『2』、単位数には『4』（上記3で計算した数値）と記入してください（様式1における「単位数」の計算方法とは異なるため、注意してください。）。
- ⑤ （注）11のとおり、「自大学他専攻等担当授業科目」については、例えば学部の授業科目の場合には『〇〇〇法（B）』と記入してください。

様式4「科目別専任教員数一覧」

当該様式と関係する主な基準

基準8-2-2、8-2-3

主な変更点

- 科目ごとに、専任教員の人数だけではなく、氏名及び教員分類（専、専・他、実・専、実・み）を記述いただくこととなりました。
- 1巡目は、科目ごとに、教授、准教授、講師、助教別の人数を記載いただいていたのですが、今回から分けずに記載いただくこととなりました。

① （注）1のとおり、評価実施年度5月1日現在のカリキュラムが調査の対象となりますが、カリキュラム見直しにより、新旧両カリキュラムが併存している場合、評価実施年度に入学する学生に適用されるカリキュラムが対象となります。よって、不開講（例えば、平成24年度から適用される新カリキュラムにおける、平成25年度以降開講の2・3年次対象授業科目など）又は隔年開講の授業科目も調査の対象になります（様式1において対象となる授業科目を担当している専任教員について記入することになります。）。

② （注）3でいう「科目」とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の計10区分のことをさします。

当該様式の「人数」欄について、1人の教員が複数の「科目」においてそれぞれ授業科目を担当している場合には、「科目」ごとに「1人」として計算してください（例1）。

また、1人の教員が1つの「科目」の中で複数の授業科目を担当している場合には、当該「科目」に関して「1人」として計算してください（例2）。

（例1）専任教員Aが民事訴訟法にあたる授業科目のほか、展開・先端科目の授業科目を担当している場合、民事訴訟法及び展開・先端科目のそれぞれにおいて「1人」として計算します。

（例2）専任教員Bが授業科目「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」及び「民法Ⅲ」を担当している場合は、民法の区分において「1人」として計算します。

※延べ人数で計算するため、各科目の「人数」を合計すると、現員数を上回ることも考えられます。